

宮崎県立看護大学入学者選考規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 80 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第 20 条の規定に基づき入学者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第 2 条 入学者の選考は、試験入学及び推薦入学の方法によるものとする。

(試験方法)

第 3 条 前条の試験の方法は、宮崎県立看護大学入試委員会（以下「委員会」という。）及び教授会の議を経て学長が定める。

(合格者の決定)

第 4 条 前 2 条の試験の合格者は、委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、入学試験に関し必要な事項は、委員会及び教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

